

国有林の間伐業務の概要

1. 間伐業務の効率化の必要性

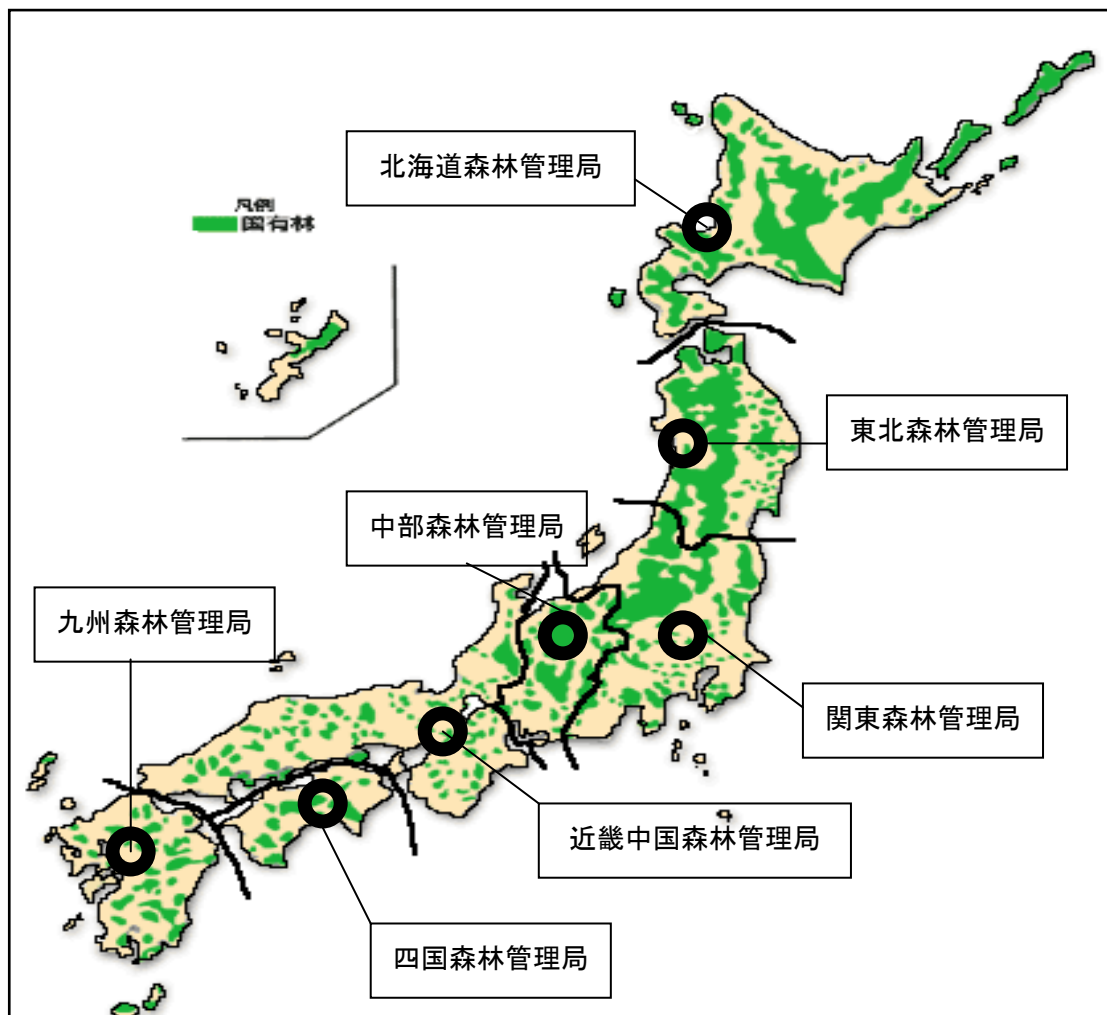
我が国の人工林については、昭和30年代から40年代に植林した樹木が、今後資源として本格的な利用が可能となる段階を迎えることから、これらの間伐の推進に当たっては、林業の採算性の向上に向けて、より低コストで効率的な作業システムの普及・定着等に積極的に取り組むことが必要となっている状況である。（下表：国有林における間伐業務の発注状況）

2. 国有林における間伐業務の発注状況

平成15年度	8千ha
平成18年度	31千ha
平成21年度（見込）	63千ha

3. 国有林の面積及び分布状況

国有林野面積は759万ha（我が国の森林面積の3割、国土面積の約2割）



4. 間伐業務に係る年間役務費

年間200億円程度

5. 外部資源の活用状況

間伐は民間委託により以下のとおり実施。

業務内容：間伐対象木の伐採及び当該作業に必要な作業路網の開設等

委託先：民間林業事業体

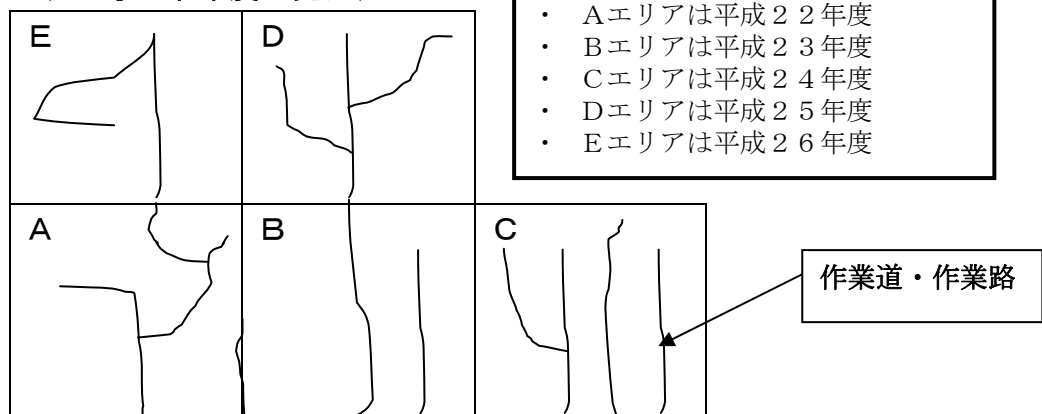
契約方法：一般競争入札（最低価格落札方式）

契約実績：62千ha（平成20年度実績）

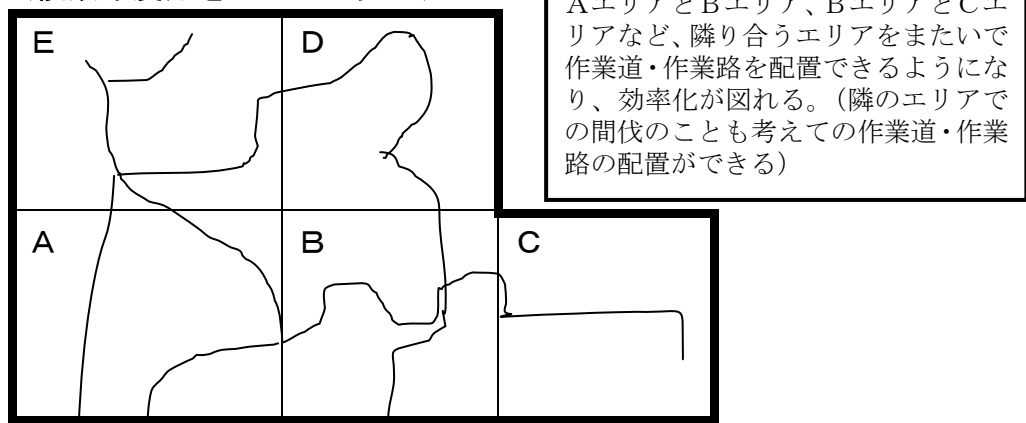
6. 発注内容の見直しの効果

現状では、年度毎に一般競争入札（最低価格落札方式）により委託されているが、一定以上のまとまりのある人工林の区域の間伐においては、当該区域を一括して複数年の契約とすることで、より効率的な線形での作業路網の開設が可能となり、経費の縮減が可能と考えられる。

■現在（各エリア毎に単年度の発注）



■変更後（複数年度分をまとめて発注）



7. 議論のポイント

- (1) 狭い地域での単年度入札を繰り返して間伐業務を行う現状では、中長期的な林業事業者の育成や森林資源の保護ができないのではないか。
- (2) 山林資源を保護し、中山間地域の産業を育成するためにも、広範囲な地域において複数年度契約を行う公共サービス改革法に変更するべきではないか。
- (3) 平成23年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札の全面的な導入を行うべきではないのか。

以上